

年表

(平成18年12月～平成26年3月)

平成18年	12月	・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布	
平成19年	1月	・20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる	
	3月	・改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足	
	4月	・政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定	
	5月	・従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定	
	7月	・金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集	
	8月	・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集 ・新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集	
	9月	・新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施	
	10月	・自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承	
	11月	・新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布	
	12月	・19日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる ・内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立 ・株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足	
	平成20年	3月	・アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
		7月	・株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
9月		・サンライズファイナンス株式会社とリーマンブラザーズコマースシャルモーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請 ・かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化	
10月		・アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャルグループによるTOB（株式公開買付）により、持分法適用会社から連結子会社となる	
12月		・株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立	
平成21年		1月	・最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
	2月	・株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）	
	4月	・株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足 ・株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 ・改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足	
	6月	・18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される	

- 7月 ・ 株式会社三井住友銀行がオリックスクレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
- 8月 ・ 株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更
- ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 9月 ・ アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)を申込み
- ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて5,000社を割る
- 11月 ・ 株式会社プロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
- ・ 日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
- ・ 金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
- ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
- 12月 ・ 社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
- ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
- ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- ・ 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長(金融担当副大臣)宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
- 平成22年
- 1月 ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
- ・ 金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報(サービス情報71「契約見直し情報」)の登録、利用を認めないことを決定
- 2月 ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
- 4月 ・ 日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける
- ・ 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表
- ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて4,000社を割る
- 6月 ・ 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される
- ・ 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
- 7月 ・ 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施
- ・ 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
- 8月 ・ 貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて3,000社を割る

年表

(平成18年12月～平成26年3月)

- 9月
 - ・金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定
 - ・株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
- 10月
 - ・「金融ADR」制度がスタート
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成22年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 12月
 - ・改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 平成23年
 - 1月
 - ・中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
 - 4月
 - ・日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出
 - ・金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布施行
 - ・丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
 - 6月
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
 - 7月
 - ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
 - 8月
 - ・楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラスト株式会社に譲渡。社名を「楽天カード株式会社」
 - ・金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成公表
 - 9月
 - ・株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
 - 10月
 - ・株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社がやっている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始
 - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
 - 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成23年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 平成24年
 - 1月
 - ・株式会社プロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
 - 3月
 - ・スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表
 - ・東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了

- 4月 ・ 住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
- 5月 ・ 自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
- 7月 ・ 株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請
 ・ 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
 ・ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
- 8月 ・ 日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出
- 9月 ・ 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出
 ・ SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表
 ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 11月 ・ 金融庁が、「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置
 ・ 日本貸金業協会が「平成24年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 12月 ・ 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出
 ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 平成25年
- 1月 ・ 日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見を提出
 ・ 日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出
- 3月 ・ 金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表
 ・ 日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表
 ・ 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 ・ 日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
- 4月 ・ 中小企業金融円滑化法が終了
 ・ イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更
- 5月 ・ 「社団法人日本クレジット協会」が、一般社団法人に移行し「一般社団法人日本クレジット協会」に名称変更

年表 (平成18年12月～平成26年3月)

- ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）についてのパブリックコメントを募集
- 6月 ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（案）」等に対するパブリックコメントを募集
- ・日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見を提出
- 7月 ・日本貸金業協会が金融庁に「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に関する意見を提出
- 8月 ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正
- 10月 ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を一部改正
- ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
- ・株式会社ほくせん（札幌市）が、株式会社NCむろらん（室蘭市）のクレジットカード事業を引き継ぐと発表
- 11月 ・日本貸金業協会が「平成25年度 貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- ・関東財務局が、ヤミ金融対応などの情報を交換するため、「貸金業監督者合同会議」をさいたま新都心合同庁舎で開催
- 12月 ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
- 平成26年 1月 ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
- ・金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
- ・Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡
- 3月 ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布
- ・株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡
- ・企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合弁会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布